

新潟市告示第 235 号

新潟市西川総合体育館使用料の徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則第 5 条の規定に基づき、新潟市西川総合体育館使用料の徴収事務を委託したので、下記のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

新潟市長 中 原 八 一

1 委託先の名称及び代表者

名称 西川総合体育館運営グループ

代表者 愛宕商事株式会社 代表取締役 高橋 克郎

2 使用料の徴収事務委託をする施設の名称

- ・新潟市西川総合体育館

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日